

中間市議会ハラスメント防止根絶会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中間市議会ハラスメント根絶条例（令和3年中間市条例第21号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、市議会としてハラスメントの防止及び根絶を図ることを目的とし、ハラスメントに関する様々な課題に対応するため、中間市議会ハラスメント防止根絶会議（以下「会議」という。）を設置するために必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) ハラスメントに関する課題への検討及び対応
- (2) ハラスメント防止マニュアルの作成等に関すること。
- (3) 市職員を対象とした議員のハラスメントに関する実態調査アンケートの実施に関すること。
- (4) 議員を対象としたハラスメント研修に関すること。
- (5) 条例の見直しに関すること。
- (6) その他座長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、議長を除く8名以内の議員をもって組織する。

(座長及び副座長)

第4条 会議に座長及び副座長をそれぞれ1人置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、座長が必要に応じて招集し、座長が議長となる。

(会議の運営)

第6条 会議は、第3条に規定する代表者の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 前4条に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

(除斥)

第7条 会議の委員は、自己の一身上に関する事件については、その議事に参与することができない。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。